

青森県平川市における「中学生向け独占禁止法教室」の開催について

平成２９年１１月１３日
公正取引委員会事務総局
東 北 事 務 所

公正取引委員会は、将来を担う中学生に対し、早い段階で独占禁止法の役割を理解してもらうために、これまで全国各地の中学校において、当委員会の職員による「中学生向け独占禁止法教室」を開催してきています（別紙参照）。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、同教室を下記のとおり開催することとしました。

記

- １ 日時等 平成２９年１１月２０日（月）
 ５校時目 １３：２５～１４：１５
- ２ 場 所 平川市立碓ヶ関中学校
 青森県平川市碓ヶ関三笠山１００－２
- ３ 講 師 公正取引委員会事務総局東北事務所職員
- ４ 対象者 平川市立碓ヶ関中学校 第３学年生徒 １３名
- ５ 内 容 シミュレーションゲームで学ぶ市場経済の競争の仕組み等

※ 今回の独占禁止法教室は、授業中のカメラ撮影、傍聴取材が可能です（撮影の際は、生徒の顔が映らないよう後方から撮影するなど、御配慮をお願いいたします。）。御希望の場合には、平成２９年１１月１７日（金）正午までに、次の問い合わせ先に御連絡ください。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局東北事務所総務課
	電話 ０２２－２２５－７０９５（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/regional_office/tohoku/

独占禁止法教室のご案内

公正取引委員会では、将来を担う学生が、身近な消費生活を中心に経済活動の意義を理解することができるよう、必要な知識を身につけていただくため、経済の基本ルールである独占禁止法の役割について学んでいただくことが大変に有益であると考えています。

そこで、公正取引委員会の職員を学校の授業に講師として派遣し、市場経済の仕組みや競争の重要性等について、分かりやすく説明する「独占禁止法教室」を開催しています。

◆ 独占禁止法教室の授業内容

- ゲーム形式
- グループディスカッション形式
- 事例紹介
- 模擬立入検査・模擬事情聴取
- 公正取引委員会職員による経験談 等

生徒自身が考えながら、競争の重要性、独占禁止法を学習できます。

生徒自身が体験することによって、公正取引委員会の仕事を理解できます。

※ 授業構成は、学校様の御要望をお伺いした上、決定いたします。

※ 独占禁止法教室は、学校様の都合に沿うよう、時期、内容及び方法等について調整・検討しますので、お気軽に御連絡ください。

※ 講師謝金・交通費等の経費は、一切必要ありません。

◆ 独占禁止法教室の授業風景



◆ 独占禁止法教室の感想

- 市場経済について、シミュレーションゲームを通して楽しく理解することができた。また、カルテルや公正取引委員会の仕事など詳しく知ることができたのでよかった。(中学生)
- 独占禁止法や公正取引委員会についての理解が深まったので、これからは独占禁止法についてのニュースなどを見てさらに理解を深めたいと思いました。(高校生)
- 日ごろ聞くことのない専門の方のお話は、学習内容を深く理解できるだけでなく、社会の様子や自分たちの将来の職業を考える上でも、大変有意義であったものと思います。(先生)

◆ 独占禁止法教室の実績（全国）

年度	中学校	高校	大学
H26年度	69校	18校	61校
H27年度	61校	27校	76校
H28年度	54校	33校	109校

【お問い合わせ先】

公正取引委員会事務局東北事務所

総務課 担当：照井，香城

TEL 022-225-7095（直通）